

特集：旧現社会主義諸国における「歴史と記憶」と法

ロシアにおける歴史政治と記憶法 1992-2014

阿曾 正浩

はじめに

1980年代後半ごろから、歴史学では「記憶」に着目した研究が行われてきた。単一で均質的な固定化された歴史を相対化するために、個人的ないしは集合的な記憶という視点から歴史学の方法論や歴史像を再考する作業が続けられてきた。近年では、政治学でも記憶がホットな話題となっている。「記憶の政治」や「記憶の戦争」という言葉で示されるように、戦争の記憶をめぐる紛争がいたるところで起きている。橋本は、第二次世界大戦をめぐる歴史像を4つの「記憶レジーム」として整理している（橋本 2016: 102-106）が、ロシアに焦点を当てる平松は、これを3つの対立する陣営に再整理している（平松 204-206）。本稿でもこれに倣い、次の3つの対抗関係に注目する。①ホロコーストを唯一無比の犯罪とする西欧の「正統史観」、②ナチズムとコミニズムの犯罪を告発するバルト諸国や一部の東欧諸国の「2つの全体主義史観」、③ファシズムから欧州を解放したとするロシアなどの「大祖国戦争史観」の対立である。

各国は、自らの歴史観の基礎となる歴史的事実を明確に否定する言論を、言論の自由の対象外として、違法化し、さらに刑事罰化するようになった。これが本稿で取り上げる「記憶法」である。欧州の記憶法を検討したコーポソフの研究から、先の3つの歴史観に対応した3つの記憶法モデルを抽出することができる。①ナチ犯罪の否定を刑事罰化する西欧型¹、②ナチ犯罪と共産主義犯罪の否定を刑事罰化する東欧型、③ナチ犯罪とソ連の反ナチ活動の否定を刑事罰化するロシア型である（Koposov 306-308）。東欧諸国とソ連の一部は、西欧型と東欧型に二極化している²。

ロシアのプーチン政権期にリベラルな歴史理解が後退し、愛国主義的歴史解釈が伸長したことをめぐっては、政権による支配強化の結果と見る説と、政権による「合意形成」の模索の結果と見る説の違いが指摘されている（永綱 90）。後者の説を重視する永綱は、ロシアの教科書統一をめぐって3つの潮流があったとする。①対外脅威を強調しそれへの対抗として統一を求める「対抗型統一」の潮流（攻撃型愛国主義者）、②国内の多様な歴史解釈を史実に基づき統合しようとする「和解型統一」の潮流（歴史学界の重鎮たち）、③権力による歴史統一自体を批判する「リベラルな潮流」（リベラル派）（永綱 90, 101）である。

本稿では、欧州の3つの歴史観と3つの記憶法モデル、ロシア国内の3つの政治潮流の対抗関係の下で、ロシアの歴史政治が変化し、その結果としてロシアの記憶法が成立する2014年頃までの過程を整理する³。

1 エリツイン政権 1992-1999

(1)ロシア：脱ソヴィエト化から過去回帰へ

新生ロシアでは、当初は当然脱ソヴィエト化が進められた。1993年12月に、エリツイン大統領は、国章を双頭の鷲に、国旗を三色旗に、国歌を帝政期のグリンカの「愛国歌」にすることを決定した（西山 38）。また、結果的に否決されたが、ポーランド記憶法の制定より前の1995年から97年にかけて、スターリン犯罪の否定に刑罰を科すという、東欧型と共通点を持つロシア記憶法の制定さえ試みられていた（Koposov 230,237）⁴。

しかし、政権側の脱ソヴィエト化の動きとは別に、ソ連に対する国民感情は異なっていた。世論調査で「ソ連解体を残念と思う」と答えた者は、1992年69%、97年84%、99年85%と増大した（塩川 259）。これは、単純にソ連復活を願っているわけではない。このあたりの複雑な心情をうまく表現した言い回しがある。「ソ連解体を残念に思わない者には、心がない。ソ連を元のように復活させられると考えている者には、頭〔知恵〕がない」（レベジ 403）。

こうした心情を背景に、エリツイン政権の後期には、明確な過去への回帰が見られた。第二次世界大戦終結50周年の1995年は、一つの転機となった。3月13日、「ロシアの軍事的栄光の日（勝利の日）に関する法律」が成立し、過去の戦果が称揚された（СЗ РФ, 1995, No. 11, ст. 943）。3月23日付けの大統領令「ファシズムその他の過激主義の傾向との闘争における国家権力機関の調整された活動の保障措置」では、ファシストのシンボルを用いて戦争犠牲者への国民の記憶を傷つける政治的過激主義の責任を追求する法案の準備を命じていた（СЗ РФ, 1995, No. 13, ст. 1127）。5月9日の戦勝記念日には、記念パレードが復活した。5月19日には、「1941-1945年の大祖国戦争におけるソヴェト人民の勝利の不滅化に関する法律」が成立し、ファシズムのシンボルのあらゆる形態での使用を禁じた（СЗ РФ, 1995, No. 21, ст. 1928）。さらに、6月に、エリツイン大統領は、刑法にファシズムの政治宣伝を禁じる条項と社会団体にファシズムの理論と実践の利用を禁じる条項を追加するとともにファシストのシンボルで戦没者の墓地や記念碑を冒瀆する行為を禁じる条項を改正すること、行政違法行為法典にファシストのシンボルを禁じる条項を追加することを提案した（Koposov 229）。

1998年には、国歌の見直しも議論され始めた。1999年3月、下院は、ソ連国歌の曲をロシア国歌に採用することを第一読会で採択した。エリツイン大統領はソ連国歌の復活に反対していたので、彼の任期中にこれ以上の進展はなかった。プーチン大統領に交代後の2000年12月に、ソ連国歌の曲にソ連国歌の作詞家が新しい歌詞を付けて、ソ連国歌が事実上復活することになる（西山 43-47）。また、いずれも採択はされなかったが、1998年8月に「ナチのシンボルと文献の禁止法案」が、1999年4月に「ファシズムの政治宣伝禁止法案」が下院に上程された（Koposov 234; Мараева 141）。ただ、この時期の記憶法案は、違法を宣言するだけで罰則を設けていなかった。なにより、この時期の過去回帰は、「国家の偉大さを讃えるよりは苦難を語るナラティブが勝っていた」（平松 223）ものであった。

(2)東欧での動き

①ラトヴィア：パルチザン英雄コーノノフの逮捕

1998年1月、ラトヴィアの憲法擁護局附置「全体主義帰結文書センター」は、1944年にヴァシーリ・コーノノフの指揮するパルチザン部隊が村民を殺害したマジエ・バディ村事件の捜査を必要と認め、1998年8月にコーノノフは逮捕された。被占領地住民への殺害などの戦争犯罪に時効を適用しないと定めた旧刑法68条の3（1993年改正）に違反するという容疑であった（橋本2016:163）。ソ連時代にはパルチザンの英雄とされた人物が、ソ連崩壊後のラトヴィアで戦争犯罪の容疑をかけられたのである。この背後には、相容れない歴史観の対立があった。

コーノノフは、1923年に、独立ラトヴィア共和国ラトガレ地方で、ロシア民族の両親の下に、ラトヴィア国民として生まれた。1938年、非合法のラトヴィア労働青年同盟に加盟し、1941年のドイツ軍による占領後は、隣接するロシア共和国キーロフ州に、共産党や青年同盟の幹部と共に「疎開」した。ロシアでは、ラトヴィア人射撃師団に入隊し、1943年、ラトヴィアのラトガレに潜入し、パルチザン活動を開始した。1944年2月、マジエ・バディ村にたどり着いたコーノノフとは別のパルチザン部隊2名が、村人の手引きでドイツ軍に殺害されるという事件が起きた。この報復として、1944年5月、コーノノフのパルチザン部隊が、独軍の制服で偽装し、村民9名（内妊婦1名）を殺害した（本件）。戦後は、レーニン勲章を受賞し、ソ連ラトヴィア共和国の警察管理長にまで上り詰めていた（橋本2016:149-160）。

1998年12月、審理が始まったリーガ地方裁判所の周辺には、コーノノフの支援者と反対者が集まっていた。裁判開始とともに、ラトヴィア国内やロシアを中心に、支援運動も展開された（橋本2016:163-164）。

②ポーランド記憶法

1998年12月、ポーランドでは、「国民記憶機構・ポーランド国民に対する犯罪追求委員会」に関する法律が改正され、その55条で次のように規定された。「公然とかつ事実に対して、法1条1項〔1939年9月から1989年12月までのナチ犯罪、共産主義犯罪その他人道に対する罪等〕に関連する犯罪を否定する者は、罰金または3年以下の懲役に処せられる」（Koposov 161;The Act）。これが、「2つの全体主義史観」に基づく記憶法の先駆けとなった。

2 プーチン政権 2000-2008

(1)東欧の攻勢

①ラトヴィア：コーノノフ事件の国内裁判

2000年1月、一審判決で、コーノノフは、旧刑法68条の3により、禁錮6年を言い渡された。直ちに、ロシア下院は、非難決議を採択し、国際機関に「ニュルンベルク裁判の原則を見直そうとするラトヴィア当局の犯罪的企て」への注意を喚起した。また、プーチン大統領代行は、大統領令でコーノノフにロシア国籍を付与した。これで、近い将来ロシア国民のコーノノフが欧州人権裁判所に申立てた時、ロシアが申立人の当事国として、訴訟参加できるようになった。ところが、2000年4月、最高裁判事部（控訴審）は、原判決の遺漏を指摘して破棄差戻しを命じた。マ

ジェ・バディ村が「被占領地域」か、被告人と犠牲者は「戦闘員」か、武装した村民は「戦争捕虜」か、などの論点について、専門家の意見も聴取して再捜査を求めたのである。検察は上告したが、2000年6月、最高裁セナート（上告審）は、上告を棄却し、裁判のやり直しが決まった（橋本 2016:163-165）。

検察は再捜査を経て、再び旧刑法68条の3で、コーノノフを起訴した。ところが、2003年10月、差戻第一審裁判所に指定されたラトガレ地方裁判所は、旧刑法68条の3ではなく72条（武装ギャング罪）で有罪としたものの、被告人はソ連市民の義務として「ナチ・ドイツ占領勢力を相手に国を解放するために戦った」と認定し、被告側主張をほぼ全面的に認めた。しかし、2004年4月、最高裁刑事部は、旧刑法68条の3を再び適用し、禁錮1年半（未決勾留分で収監なし）の有罪判決を下した。判決は、コーノノフらを「占領者ソ連が戦争目的のために送りこんだ戦闘員」と認定し、連合国将兵でも国際法の定める戦争犯罪で訴追できると明言した。被告は上告したが、2004年9月、最高裁セナートは、上告を棄却した。これで、コーノノフは、国内的には戦争犯罪人としての地位が確定された（橋本 2016:166-167）。国内裁判は、対立する歴史観に踏み込んだ判決を下したため、二転三転する結果となった。その後、舞台は欧州人権裁判所へ移ることになる。

②チェコ記憶法

2000年10月、チェコでは、刑法が一部改正された。「405条 ナチ・ジェノサイド、共産主義ジェノサイドまたはナチや共産主義者が関与したその他の人道に対する罪を、公然と否定し、疑い、是認しまたは正当化を試みる者は、6ヶ月以上3年以下の自由剥奪によって罰せられる」（Koposov 163）⁵と規定し、「2つの全体主義史観」に基づく法改正が行われた。

(2)ロシアの愛国心教育の始動

①愛国心教育に関する国家プログラム

プーチンは、大統領になる前から、「もし我々が、愛国心（patriotism）⁶とそれと結びついている国の誇りと威厳を失えば、ロシアは偉大な成果をあげる国にはなれないであろう」（プーチン 264）と述べていた。この言葉通り、プーチン政権は、5カ年計画の「愛国心教育プログラム」を実行するようになった。「第1次愛国心教育プログラム 2001-2005」では、1億7000万ルーブルの予算を割り当て、映画、一般図書、教科書などの普及を通じて愛国心を育もうとした。2004年には、大統領府、上下両院、政府、保安庁の支援で愛国映画支援財団を創設し、2005年には、国防省が管理運営するテレビ・チャンネル「ズヴェズダー（星）」の開設を決定した（西山 47-61）。「第2次プログラム 2006-2010」には、4億9000万ルーブルの予算が付き、児童と青年層に重点を置いた政策がとられた（西山 210-211）。

②リベラルな教科書の推薦取消

2001年6月、教育科学省は、現代史教科書を審査する専門家会議を主催し、「大祖国戦争」の記述に問題があることを明らかにした。これを受けて、教育科学大臣ヴラジーミル・フィリーポフは、2002年1月に推薦教科書制度を刷新し、2003年11月、歴史教科書がロシア史を歪曲する擬似自由主義であってはならないとの理由で、帝政ロシアとソ連の国家的犯罪を強調していたИ・ドルツキー編『祖国史—20世紀』（10年生、2巻、1994年）の推薦を取消した。この措置に対して、

オーリガ・ミヤスニコヴァは、改革が反愛国主義的イデオロギーの教科書の流入を招いたとして支持したが、ロシア科学アカデミー世界史研究所長アレクサンドル・チュバリヤーンは、教科書の多様性を否定してはならないと批判的であった（立石 2015: 32-35）。

(3)西欧の「正統史観」の動揺

2004年にEUに加盟したバルト諸国とヴィシエグラード諸国は、第二次世界大戦に関する西欧の「正統史観」に修正を加えるため、欧州機関で攻勢を強めた。その結果、彼らの主張に配慮した歴史像が書き込まれるようになった（橋本 2016:110-113）。2005年5月の欧州議会決議「欧州の未来－第二次世界大戦60周年」では、ソ連が東欧諸国にもたらした専制を含む「あらゆる全体主義体制」と共闘すると宣言した。さらに、2006年1月、同議員会議は、「全体主義的共産主義体制の犯罪に対する国際的非難の必要性」を決議した（立石 2015:36）。この決議は、共産主義犯罪に対する国際刑事裁判への訴追と処罰の必要性にも言及していた（橋本 2016:130）。

(4)ロシアの歴史学界の自立性

①二国間歴史対話：対リトアニア

ロシアは、歴史観の対立する国々と激しい論争を繰り広げるとともに、二国間の歴史対話も行なっていた。2006年2月、リトアニアとの間に歴史家委員会が発足し、ロシア側の共同議長に世界史研究所所長チュバリヤーンが就任した。会合では歴史観の対立が明確であったが、両国の間に共通点も見られた。委員会の発足に合わせて出版された史料集『第二次世界大戦期のソ連とリトアニア 第1巻』（2006年）の巻頭論文で、ロシア側のナターリヤ・レーベジェヴァは、ポーランドとリトアニアへのソ連の軍事行動を「侵略行為」と規定し、「ソ連による占領とその後の併合の過程の始まり」と断定していた。この記述はロシアでも知られることになり、バルト諸国の「占領理論」にお墨付きを与えたとか、リトアニアの資金で反ロシア宣伝に与するものとの中傷も浴びせられた（橋本 2018: 178-181）。チュバリヤーンは、こうした批判を当然予想していたであろうが、それでもリベラルなレーベジェヴァをロシア側の編者に採用したのである。さらに、『同 第2巻』（2012年）でも、チュバリヤーンはレーベジェヴァを編者から更迭しなかった（橋本 2018: 179-181）。ロシアの歴史学界の重鎮がリベラル派を登用し続けていたのである。

②愛国主義的な教師用指導書の出版と限界

東欧諸国に配慮する欧州の態度に危機感を持ったロシア指導部は、愛国主義的な教科書作りに先立って、教師用の指導書作りを始めた。2007年6月、大統領府副長官ヴラジスラフ・スルコフは、全ロシア人文科学教員協議会で、「歴史事件について、ロシア人に自尊をもたらすような観点を社会はますます求めている」と述べ、参加者にアレクサーンドル・フィリーポフ編『ロシア現代史 1945-2006』（教師用、2007年）を配布した（永網 92）。この指導書に対して、知識人や人権団体などは、ソ連時代の歴史教科書のような単一の公的教科書につながるのではないかという危惧を表明した。しかし、その後、この指導書が他の教科書に影響を与えることはなく、同書による歴史教科書の内容の統制は不成功に終わった（立石 2015: 37-38）。この時期のロシアの歴史学と歴史教育学は、愛国主義の攻勢を抑制する力を持っていた。

3 メドヴェージェフ政権 2008-2012

(1) 西欧の変化

① 西欧の「正統史観」の修正

2008年9月、欧州評議会は、8月23日を「スターリニズムとナチズムの犠牲者を追悼する欧州の日」とする決議を採択し、これ以降、毎年、EU主催の記念事業が行われるようになった。また、2009年7月、欧州安全保障協力機構（OSCE）議員会議のヴィリユニス宣言では、「ジェノサイド等をもたらした2つの全体主義」と明言するまでになった。これに対して、ロシア議会は、両院の共同宣言でファシズムと共産主義を同等にすることに反対を表明した（橋本 2016:128-130）。「2つの全体主義論」は、西欧の政治家たちにも受け入れられるようになってきた。

② コーノノフ事件の欧州裁判

コーノノフ事件は、舞台を西欧の本拠地に移すことになった。ロシア国民コーノノフは、ラトヴィア最高セナート判決が欧州人権条約7条1項（遡及効の禁止）に違反するとして、ストラスプールの欧州人権裁判所に申立てた。2008年7月、人権裁判所小法廷は、4対3の僅差で、7条1項に違反するとして、コーノノフの主張を認めた。判決は、コーノノフが村民を対独協力者とみなしたのには相当な理由があり、その殺害等を戦争犯罪に該当しないと判断した。ラトヴィア政府は大法廷に上訴し、モスクワ市はコーノノフの訴訟維持費として500万ルーブルを拠出した（橋本 2016:168-170）。2010年5月、大法廷は、14対3で、7条1項違反ではないとして、コーノノフ逆転敗訴の判決を下した。判決理由で、ドイツ軍服を着用していたコーノノフらはハーグ陸戦条約に定める「戦闘員」には該当せず、非武装で抵抗していない村民は「戦争捕虜」と見なされるべきであるため、捕虜の殺害等は戦争犯罪になると判断された（橋本 2016: 172-173）。

大法廷判決に対して、ロシア外務省は、「第二次世界大戦の帰結を見直して、ナチスとその共犯者を免責」する不当な試みと指弾した（橋本 2016: 147）。ストラスプールのロシア全権代表を務めたパーヴェル・ラブチェフは、人権裁判所判事の無知を批判し、人権条約の離脱を示唆した（橋本 2016: 174）。ロシア下院は、この判決が、「第二次世界大戦の出来事への評価に対する、危険な先例で法的アプローチの変化であるだけでなく、ニュルベルク国際軍事法廷によって言い渡された判決の修正を始めようとする試みでもある」と非難した（Mälksoo 101）。一方、同年、ラトヴィアは、ブルガリア、チェコ、ハンガリー、リトアニア、ルーマニアと共に、共産主義体制によって犯された犯罪の否定を刑事罰化するよう、欧州委員会に要求していた（Mälksoo 97）。

2011年3月、コーノノフは亡くなった。その直後に刊行された『歴史に抗する政治—パルチザン・コーノノフ事件』で、愛国主義を主張するロシアのナターリヤ・ナロチニーツカヤは、歴史修正主義者〔ラトヴィア〕の目的は占領者〔ナチ・ドイツ〕とその協力者の行動の正当化であると断じた。一方、エストニア出身で、メルボルンで国際法を教える、ライン・リーヴォヤは、裁かれたのはコーノノフではなくパルチザンであり、「ソヴィエト戦争神話を信じる者がストラスプールのにもいる以上、歴史の授業が必要だ」と、西欧人に対して歴史観の修正を認めさせようとした（橋本 2016: 176-178）。橋本は、この裁判を次のように総括している。「コーノノフ裁判は、ラトヴィアとロシアそれぞれの態度を相互促進的に硬化させ、その後の国際的緊張を極度に増進させる契

機のひとつだった。／このような状況の先鋭化のなかでもっとも困難な立場に追い込まれたのが、欧州人権裁判所だった」（橋本 2016: 181）。コーノフ裁判は、欧州の歴史観の対立を裁判という場で争ったものであったが、欧州人権裁判所は歴史観の対立には踏み込まなかった。

(2)ロシアのリベラルと愛国主義者

①穏健派リベラルの試み

ロシアのリベラルの一部は、メドヴェージェフ政権に期待をかけて、新たな試みを始めた。大統領附置市民社会・人権発展評議会は、歴史記憶作業グループを設置し、「全体主義体制の犠牲者の記憶の記念と国民的和解に関する」全国国家・社会プログラムを制定することを提案した。「プログラムは、2008年春に起草され、メドヴェージェフ大統領に寄せられた民主化の希望を反映」（Zhurzhenko 8）していた。2011年2月、作業の成果が公表された。作業グループの代表セルゲイ・カラガーノフは、「全体主義体制」や「自己大量虐殺(self-genocide)⁷」という表現を用いつつも、「国民の誇りを復興することに関心があり、勝利物語〔大祖国戦争史観〕を完全に拒否しているわけではない」（Караганов）とも指摘していた。「この文書は、今日のロシアの様々な政治活動家たちによって支持されている、リベラルの犠牲者性言説の典型例である」（Zhurzhenko 8-9）と評されていた。

②愛国主義の活性化

コーノフ事件が欧州人権裁判所小法廷で争われていた頃、ロシアでは、愛国主義者の動きが見られた。『軍事歴史雑誌』2008年7月号に、軍事アカデミー研究所主任研究員セルゲイ・コヴァリョーフの論文が掲載された。これは、1939年にポーランドがドイツの「正当な」要求に同意しなかったことで第二次世界大戦を引き起こしたとして、ポーランドに開戦の責任を押しつける内容であった。論文は厳しく批判され、国防省のウェブサイトからすぐに削除された（Kurilla 2009: 4）が、この時期にはこのような論文も掲載されるようになっていた。また、2008年秋に、愛国主義の「歴史記憶財団」が創設され、東欧の政府や民族主義者が1930年代と40年代にナチ・ドイツと協力していたことを示す、ソ連秘密警察の文書を公表し始めた（Фонд）。一方、リベラル派に対する攻撃も見られるようになった。2008年12月、市民団体「メモリアル」が国民の歴史を歪曲する見解を流布したとして、警察に資料を押収された（Лагунина）。また、2009年9月に、アルハンゲリスク大学教授ミハイル・スプルンは、アルハンゲリスク矯正労働収容所に収監されたドイツ系ソ連人とドイツ兵の運命を調査したことで逮捕された（Harding）。

(3)ロシア記憶法案 2009-2010

この頃になると、「2つの全体主義史観」に対抗するロシアの記憶法案づくりが始まった。コーポソフによると、そこには急進的な民族主義者グループと当初は穏健だった与党「統一ロシア」との間に暗闘があったという（Koposov 261）。

①ザトゥーリン案

コンスタンチーン・ザトゥーリンは、下院の独立国家共同体問題委員会副委員長で「統一ロシア」の党員でもあったが、いわゆる「インナー・サークル」には属しておらず（Koposov 260）、「当

時のモスクワ市長ルシコフに近く、ロシアの『御し難い』隣人、すなわちバルト諸国、ウクライナ、グルジアに対する憎悪で知られている人物」(Laruelle 235)とも言われていた。後述の歴史歪曲対抗委員会の委員にも就任する。2009年4月、ザトゥーリンやモデスト・コレロフらのグループが、全23条から成る新法案「旧ソ連領域の新独立諸国におけるナチズム、ナチ犯罪者およびその共犯者の復権に反対する連邦法案」を、コレロフが編集長を務めるネット情報紙「REGNUM」に公表した(Проект)。

②統一ロシア第一次案

ザトゥーリン案に反対する「統一ロシア」は、2009年5月、新たな法案の作成ではなく刑法典の改正という形で、別の法案を下院に上程した。「ナチズムおよびナチ犯罪者を全面的または部分的に復権する目的で、ニュルンベルク裁判またはニュルンベルク裁判に基づいた国内の裁判所や法廷の判決を歪曲すること、反ヒトラー連合に参加した諸国の行為が犯罪であったという宣告、ならびに人類の平和と安全に対するナチ犯罪の公然たる支持や否定は、罰金によりまたは3年以下の懲役により、罰せられなければならない」。同様の行為を公職者やマスメディアが行う場合、5年以下の懲役に処するとした。また、法案には次の注釈が付されていた。「第二次世界大戦中に反ヒトラー連合諸国の国民によってなされた行為を、対立のおよび敵対的と取り扱う諸国は、自らをナチズムの同盟国と宣言するものである」(Koposov 267-269)。これでソ連を批判する国々にネオ・ナチ国家というレッテルを貼ることができる考えたのである。

2009年5月6日の全ロシア世論調査センターの世論調査によると、「大祖国戦におけるソ連の勝利の否定に対して刑事責任を導入する案」について、賛成60%(完全に36%、どちらかと言えば24%)、反対26%(どちらかと言えば15%、完全に11%)であった(Итоги)。しかし、国内の多くの歴史家は、研究の自由を侵害するとして法案に反対であった。アメリカ歴史協会も、メドヴェージェフ大統領に歴史の研究や出版を禁じることはあってはならないとの公開書簡を送った。そして、何よりもロシア大統領府が、法案の文言が不明確で問題があるとして、当時の法案に反対であったため、統一ロシア法案は可決されなかった(Koposov 269-270)。この時点では、大統領府の法律家のチェックが効いていた。

③統一ロシア第二次案

下院法務部は、統一ロシア第一次案の問題のある用語を特定し、起草者に注意を喚起していた。それを踏まえて、2010年4月、統一ロシアは、第二次案を下院に上程した。第一次案では、単に「人類の平和と安全に対するナチ犯罪の公然たる支持や否定」としていた文章の前に、第二次案では、「ニュルンベルク裁判の判決によって確立された」という文言を加えた。しかし、西欧の記憶法では、「ニュルンベルク裁判所規約6条に定められた人道に対する罪の否定」と犯罪構成要件を限定していたのに対して、統一ロシア第二次案では、ニュルンベルク裁判に関する膨大な文書全体(ロシア語訳で全7巻)を対象としていた。また、西欧法の「人道に対する罪」に対してロシア法案の「人類の平和と安全に対する罪」という文言では、ホロコーストのような人道犯罪の否定をロシアでは処罰できないことになっていた(Koposov 272-273)。

(4)歴史歪曲対抗委員会

①近隣諸国の歴史教科書に対するロシアの危機感

ロシアでは、旧ソ連のタジキスタン、トルクメニスタン以外の12カ国の187の歴史教科書に対する調査が行われ、2009年に報告書が公表された。そこでは、「ベラルーシとアルメニアを除いた他のすべての諸国は、…『不倶戴天の敵』に関する神話に基づいた、歴史の民族主義的な解釈を青少年に教授する道に進んだ」(Освещение 5)、「旧ソ連の諸国民の意識に、数世紀の間、彼らを破壊し、抑圧し、搾取してきた悪徳な帝国として、ロシアのイメージが形成されるであろう」(Освещение 12)と危機感を表明していた。ロシアの歴史家の中には、近隣諸国の歴史学において反ロシアのバイアスは不可避であると理解する者もいたが、これを近隣諸国の非ロシア学者による露骨に民族主義的で反ロシア的解釈と批判する者もいた (Torbakov 214)。

②歴史歪曲対抗委員会の創設

欧州が「2つの全体主義論」を容認し始め、近隣諸国も反ロシア的な教育を行っているとの危機感の下で、ロシアも本格的な対抗措置を取り始めた。2009年5月、「ロシアの利益を害する歴史の歪曲の試みに対抗するロシア連邦大統領附置委員会」(歴史歪曲対抗委員会)が創設された。委員長に大統領府長官セルゲイ・ナルイーシキン、委員に各省庁などから全28名が任命された(寺山 149-150)。委員のうち職業的な歴史家は、歴史学界の重鎮である世界史研究所所長チュバリヤーンとロシア史研究所所長アンドレイ・サーハロフであり、他に愛国主義的な「歴史的展望研究所」代表ナロチニツカーヤや先述のザトゥーリンがいた。チュバリヤーンは、「委員会の設立は、すでに長期間にわたって複数の国で歴史の政治化のプロセスがエスカレートしている結果である」と述べ、サーハロフも、「近年、ロシアの歴史、自己認識、国家体制に現実的に損害を与えるような多数の様々な概念が登場した」と述べていた(寺山 161)。課題は、ロシアの国際的権威を失墜させようとする歴史の歪曲情報を分析し、対抗措置の戦略を考案することになっていたが、具体策に列挙されていたのは、第二次世界大戦に関する史料集や研究書の出版援助、国際会議の開催、アルヒーフ資料の公開促進(寺山 161)と、学術的なものであった。

③国民の歴史認識

この頃の国民の歴史認識は、次のようなものだった(全ロシア世論調査センター、全国42州、140ヶ所で1600人から聞き取り調査)。「大祖国戦争」(2009年5月6日発表)では、「ソ連軍が東欧諸国をファシストの占領から解放し、生活と発展の可能性を与えた」77%、「ロシア史の擁護の必要性」(2009年6月19日発表)では、歴史歪曲対抗委員会の設置について「時宜にかなった政策だ」78%、「2009年ヴィリユニス宣言」(2009年7月31日発表)では、ナチズムとスターリニズムを同列に扱う宣言について、否定的53%、肯定的11%、中立21%で、宣言の目的について、「ロシアの権威を貶めるため」59%、「全体主義体制の犠牲者の記憶を正当に評価するため」21%、「歴史をめぐる闘い」(2009年10月21日発表)では、「歴史は修正されるべきではない」60%、「歴史の研究は継続的で終わりのない過程である」31%となっていた(寺山 150-152)。リベラルな考えは少数で、多数は権威主義的政策を支持していた。

④委員会への評価

委員会の設置には、リベラル派から批判の声が多く寄せられた。世界史研究所主任研究員パー

ヴェル・ウヴァーロフは、根拠もなく多様な見解を排除するのは問題であるとし、モスクワ国際関係大学教授アンドレイ・ズーボフ（後出）は、歴史家の議論を政治の議論に変えることをソヴィエト的手法と批判した（永綱 93）。また、NGO「人権のために」常任理事レフ・ポノマリョーフは、委員会が全体主義的でスターリンの政策と親スターリンの歴史的な神話を擁護するものと批判し、NGO「メモリアル」は221人の学者の署名の特別声明をPolit.ruに掲載し、委員会設置と記憶法案に反対した（Kurilla 3-4）。

これに対して、賛成する動きもあった。アカデミー会員で社会院委員ヴァレリーイ・ティシュコーフは、2009年6月に、科学アカデミーに歴史的・文化的歪曲の注釈付きリストの作成を要求する書簡を出した。モスクワ人文大学は、自分たちが歴史の歪曲者の注釈付きリストと歪曲に対抗する分析文書を作成すると大統領府に提案した。もっともこの提案は、メドヴェージェフ大統領府から拒否された。哲学者アレクサンドル・ドゥーギンは、スターリンは良い人だったという観念がロシアの国家神話であり、スターリンとヒットラーを同等視する人々を投獄せよと提案した（Kurilla 4）。

チュバリヤーンは、委員会に対する政治的圧力がなく、自由な議論が行われていたと肯定的に評価し、愛国主義の「歴史記憶財団」代表アレクサンドル・デューコフは、委員会が東欧諸国による「歴史の歪曲」に対抗することができなかったと否定的に評価した。これは、「委員会の活動に厳格な政治的統制が存在しなかったという認識は共有されている」（立石 2015a: 38-39）ことの証左であった。委員会は、「結局、目立った活動もなく、2012年2月14日廃止され」（永綱 93）、「歴史教育や教科書に直接介入することはなかった」（立石 2015: 38）ことからわかるように、メドヴェージェフ政権下では、愛国主義者の思惑通りにはならなかった。

なお、2010年10月には、「第3次愛国心教育プログラム 2011-2015」として、7億7720万ルーブルが割り当てられた。この目的の一つに、特定の市民団体による不当な差別的言動の規制があげられている（西山 278-280）。

(5) 二国間歴史対話：対ポーランド

すでに2002年に、ロシアとポーランドの歴史対話グループは発足していたが、膠着状態に陥り、2007年末にメンバーを一新し、2008年から活動を再開した。グループには、学者だけでなく政治家や外交官も参加した（橋本 2018: 172-174）。その成果の一つが、『白斑黒斑：ロシア・ポーランド関係における困難な問題』（2010年）であった。「カティンの森」事件について、ロシア側で論じたのは、リトアニアとの歴史対話で重要な役割を担った、あのレーベヂェヴァであった。彼女は、ソ連を一切弁護せず、自身の視点を旗幟鮮明にした。一方、ポーランドの歴史政治の中核に身を置いていたアンジェイ・プシェヴォジニクは、レーベヂェヴァの研究に肯定的に言及した（橋本 2018: 176-177）。リトアニアとの共同史料集の出版後、ロシアの愛国主義者から厳しい非難を受けたレーベヂェヴァを、ロシアの共同議長の国際関係大学学長トルクーノフは、今回もロシア側の主要研究者として登用し続けた。

(6)東欧型記憶法の追加

ハンガリーで、2010年5月にオルバン政権が成立すると、6月に次のような記憶法が制定された。「ナチズムまたは共産主義の体制により犯された、ジェノサイドおよびその他の人道に対する重大な罪の出来事を否定または疑問視あるいはその重要性を過小評価する者は、3年以下の懲役により凶悪犯の刑罰に服すべきである」(Koposov 173)⁸。西欧型の記憶法から東欧型に転換した。リトアニアでも、2010年6月、刑法170条の2が次のように改正された。「...ソ連またはナチ・ドイツによりリトアニア共和国に対して準備された侵略、あるいは...ソ連またはナチ・ドイツにより犯されたジェノサイドまたはその他の人道に対する罪や戦争犯罪を公然と是認する者は、罰金、または2年以下の自由制限、拘留もしくは禁固刑に処する」(Koposov 173-174)。

4 プーチン政権 2012-2014

(1)愛国主義教育体制の再編

①愛国主義教育の推進

2011年12月の下院選挙後に、選挙不正に抗議する運動が都市部で起こり、大統領選挙に向けて公然と「プーチンなきロシア」を主張する勢力も現れた。それだけに、2012年3月4日の大統領選挙勝利集会で、プーチンは、選挙がロシア国民の「独立性」のテストであった、「ロシアの国家体制を破壊し、権力を奪おうとする」者たちに勝利したと涙を流して喜んだ(反対派は「モスクワは涙を信じない」と応酬した)。ロシア国内の反対運動を外国からの圧力と捉え、それに対抗する姿勢を示したのである。9月12日、プーチン大統領は、「青年愛国教育問題についての社会団体代表との会談」で、ロシアの歴史経験が「侵略といわないまでも、明らかな情報対抗、計画されたプロパガンダ攻撃」の対象となっていると主張し、外国からの攻撃に対抗するために、国家が政策的に愛国主義教育を推進するという方針を示した(永綱 93-94)。

②ロシア歴史協会とロシア軍事史協会の設立

愛国主義教育を推進するため、大統領府「社会プロジェクト局」の下に、2つの自称「社会団体」を設置した。2012年6月に創設された「ロシア歴史協会」は、歴史歪曲対抗委員会の事実上の後継組織であった。総裁は、大統領府長官から下院議長に転身したナルイーシキンと変わらなかったが、共同総裁には、世界史研究所所長チュバリヤーン、考古学・民族学研究所所長アナトーリイ・デレヴァンコ、国際関係大学学長トルクーノフが就任した。さらに、会員は、大学、教育機関、博物館、図書館などの法人と個人が加盟できた。任務は、ロシア史教科書と教育方法論参考書の審査、歴史の歪曲との対抗、史料公開の促進であった。この組織の構成で、前身組織のような露骨な国家組織でないことを示せるはずであったが、社会団体を自称しながら大統領府の下にあり、教科書の審査をすることから、歴史家のモローゾフは、「歴史協会は上からのイニシャチヴで組織された官製団体に等しい」と見なしていた(立石 2015: 39)。しかし、協会のプロジェクトに関わる多くの歴史家たちは、歴史の「歪曲」や「修正」との対抗という表現を用いながらも、学術研究の進展を目指しており、「協会を歴史学への政治的介入への手段とすることは、ほぼ不可能」(立石 2017a: 129)と評価されている。

2012年12月には、もう一つの組織「ロシア軍事史協会」が創設された。創設者は文化省と国防

省で、連邦予算で運営される。議長には、愛国主義者の文化大臣ヴラジーミル・メディーンスキイが就任した。協会は、ロシアの軍事史研究における国家と社会の力を統合し、歴史の歪曲の試みに対抗し、愛国主義を育成することを目的としていた（永綱 94）。

(2)歴史教科書の統一

①教科書の統一をめぐる対立

2009年当時の世論調査「歴史をめぐる闘い」（全ロシア世論調査センター、2009年10月21日発表）では、「全生徒に単一の教科書があるべきだ」79%、「いくつかの教科書の存在を認めるべきだ」15%（寺山 2010: 151-152）と、国民の多数は単一教科書を容認していた。

以前から、政権周辺には、歴史教科書をめぐって、統一した教科書概念派（歴史学界の重鎮）と単一教科書派（攻撃型愛国主義者）という対立があった。2011年3月、チュバリヤーンは、全ロシア歴史科社会科教員連合の創設大会前の会見で、「教科書は、内容、スタイル、方向において多様とすべきだ。しかし社会の基本価値解釈の共通精神があるべきだ」と述べて、単一教科書ではなく統一した教科書概念を想定していた（永綱 96）。一方、2011年春の時点で、メディーンスキイ、イリーナ・ヤロヴァーヤ（後出のロシア記憶法案の中心人物）、パーヴェル・ズィリヤノフら「統一ロシア」党の愛国主義の若手議員たちは、リベラルたちが外国の資金で教科書を書いていると主張し、対抗手段として単一歴史教科書を提案していた（永綱 95）。

2013年2月19日、プーチン大統領は、大統領付置民族間関係評議会で、「切れ目のないロシア史の単一論理の枠組」に基づくロシア史教科書の作成を提案した。この提案に賛成したのは、文化大臣メディーンスキイ（単一派）と教育科学大臣ドミートリイ・リヴァーノフ（統一派）であった（立石 2015:39-40; 永綱 95）。一方、プーチン大統領の提案に反対したのは、リベラル派であった。前財務相アレクセイ・クードリン主催の市民イニシャチヴ委員会は、110名の署名が付された「国民共通歴史教科書についての声明」を公表し、歴史評価を統合すれば「政治的立場の対立がひきおこされ、社会の分裂の要因」となると批判した（永綱 95-96）。プーチン大統領は、3月29日の全ロシア国民戦線協議会で、「歴史についての基準的ヴァージョン」は必要だが、「教材学習において、教師が、歴史の具体的事件について多様な解釈を示すことを禁じるものではない」と述べ、歴史理解の多様性を容認する見解を示し、論争の鎮静化を図った。こうして、単一の教科書ではなく、統一の教科書概念が作成されることになった（永綱 97）。

②統一の教科書概念

ロシア歴史協会内に、教育科学相リヴァーノフなど35人から成る作業グループが組織され、2013年11月、「祖国史教科書概念」が公表された。これは、古代から現代までのロシア史の概説を時系列的に記述し、「特定の歴史解釈を提示したというよりも教科書に書くべき史実を列挙したもの」（立石 2015:40-41）で、「この『スタンダード』に従いつつ、『『正教・愛国主義』の立場でも『リベラル・西欧』的立場でも執筆可能」（永綱 98）なものであった。

新概念に基づいて、ロシア歴史協会が、歴史教科書を審査した。2014年度の推薦済5冊は、すべて不適合となった（在庫分は使用可能）。2015年度申請38点のうち2点（ドロファ社とプロスヴェスチェニエ社）だけに推薦が出された。2社の歴史教科書の内容の傾向について、プロスヴェス

チェニエ社はソ連の外交政策に肯定的、ドロファ社は国家の公的歴史認識の対立を重視する（立石 2017b: 165-166）、もっと端的に「プロスヴェスチェニエ社版は愛国主義傾向、ドロファ社版はリベラル傾向の色合いをいくらか帯びている」（永綱 2016: 99）と評された。しかし、2015年度の推薦教科書とそれまでの推薦教科書の記述に大きな変化はなく、それは「ロシアの歴史教育の水準の高さと政治からの自立性」（立石、2016:13）を示していた。

(3)ロシア記憶法案 2013-2014

この時期の記憶法案をめぐるのは、前の時期の対立が上院と下院との争いという形で引き継がれていた（Koposov 281）。

①上院：ユダヤ人グループ案

ボリス・シュピーゲルは、上院法制委員会第一副委員長で、外務省や歴史歪曲対抗委員会との協力関係があった。同時に、彼は、ロシア系ユダヤ民族世界会議総裁で、2010年には、人権NGO「ナチズムなき世界」を創設し、その議長に就任していた（Koposov 281-282）。彼については、「クレムリンと関係のあるミニ-オリガルヒ」であり、法案の作成も「外務省の宣伝作戦に過ぎない」（Zaitchik）という否定的な評価もあるが、ロシア記憶法を西欧法に準拠させることで東欧に対してロシアを西欧の自然な同盟と位置づける戦略をとっていた（Koposov 281-283）ことに注目する意見もある。

2010年、ザトゥーリン・グループのモデスト・コレロフが、シュピーゲルの「ナチズムなき世界」の評議委員に選出されると、シュピーゲル議員がザトゥーリン案の活用を模索し始めた。まず、2012年5月17日、彼のイニシャチヴで、独立国家共同体構成諸国の議会間総会が、ザトゥーリン法案に修正を加えた、「ナチズムの復権、ナチ犯罪者とその協力者の英雄化を目的とする行為の不許容に関するモデル法」（全21条）を採択した（Модельный закон）。次いで、彼は、ロシアの上院で、同様の法案の準備を整えた。ところが、その直後、彼の身に、突然スキャンダルがふりかかった。2012年12月から2013年1月にかけて、民族主義派のウェブサイトにて、1982年にシュピーゲルに対して宣告された自由剥奪3年の有罪判決文（ロシア共和国刑法120条、未成年者への性的嫌がらせ）のコピーが掲載されたのである。しかし、この判決文のコピーが、形式上も内容上も偽造であると告発する記事も登場した（Лурье）。沈黙を守ったシュピーゲル議員は、2013年3月15日に2つの法案を上院に提出し、直後に議員を辞職した。独立国家共同体モデル法の再現である長い案は、上院の正式案とするための起草作業の対象となった。刑法282条を改正する短い案は、下院で事前に否決された（Koposov 284-287）。

②下院：ヤロヴァーヤ案（統一ロシア第三次案）

2013年5月12日、リベラルな「右派勢力同盟」の元指導者レオニード・ゴーズマンは、自らのブログに、「スメルシュ（1943年に設立されたソ連軍防諜部の俗称）」という言葉が、ナチ親衛隊、ソ連内務人民委員部、ゲシュタポという言葉と同列であり、恐怖と嫌悪感を引き起こすはずだと投稿した（Гозман）。「コムソモーリスカヤ・プラウダ」紙編集長のヴラジミール・スンゴールキンは、ゴーズマンのブログが退役軍人とロシア人民全体を傷つけたと非難し、5月16日には、下院がその調査を命じた。結局、ゴーズマンは、国有会社「ロスナノ」の退職をよぎなくされた。さらに、セルゲーイ・ジェレズニャーク（統一ロシア、下院副議長）は、「第二次世界大戦の我々

の勝利についての受け入れがたい言説を止める必要がある」として、戦争の記憶を冒瀆する言動を刑罰化することを提案した (Koposov 288-289)。

2013年6月、約30人の下院議員の名を連ねた、ヤロヴァーヤ案 (統一ロシア第三次案) が下院に上程された。「2010年当時のメドヴェージェフのデタント期に上程された第二次案はプーチンの新しい急進的な保守政治には穏健すぎる」という理由で、統一ロシアは法案をより愛国主義的に修正した。その中心人物のイリーナ・ヤロヴァーヤは、1997年から2007年まで、リベラルな政党「ヤブプロコ」のカムチャツカ州議会議員を務め、その間に2度の下院選挙に立候補して2度とも落選していた。そこで、2007年、「統一ロシア」に鞍替えし、下院議員に当選すると、モスクワに行き、愛国主義の統一ロシア愛国クラブ総裁となった (Koposov 289)。2011年に下院安全保障反汚職委員会委員長に就任していたが、2016年には下院副議長に就任することになる。

③両案の行方

失脚したシュピーゲルの跡を継いだのは、上院法制委員会副委員長で、メドヴェージェフ首相に近いサンクトペテルブルク法律家グループの一員である、コンスタンチーン・ドブリーニンであった。ヤロヴァーヤ案が下院に再上程されるという報道の4日後の2013年6月28日、ドブリーニンは、上院も反ナチ法案を作成したと表明した。こうして、上院と下院に2つの異なる法案が上程された。しかし、年末までにどちらも大統領府の支持が得られないことが明らかになった (Koposov 289-290)。

ところが、2014年1月、独立テレビ「ドーシト (雨)」が、「戦争中あらゆる犠牲を払ってレニングラードを防衛する必要があったなら、多数の民間死傷者を避けるためドイツ人に引き渡されるべきだったか?」という質問への賛否のネット投票を呼びかけたところ、多くの非難が寄せられるという事件が起きた。サンクトペテルブルク検察庁は投票がどのように作成されたかについて調査を計画し、少なくとも1つの退役軍人グループは民事訴訟を提起すると表明した。テレビ局はウェブサイトから投票を削除し、謝罪を表明したが、取締役は責任者を解雇することを拒否し、質問をすることは記者にとって犯罪ではないと述べた。ヤロヴァーヤとドブリーニンは、この騒動に乗じて、自分たちの法案が議会に上程されると再び表明した (Koposov 290)。しかし、2014年2月には、どちらの法案も大統領府に支持されなかったと改めてメディアが報じた (Рункевич)。大統領府は、アイデアは支持できるが用語が不正確であり、規制すべき行為がすでに過激主義法および刑法280条 (憲法体制の暴力による変更を呼びかける行為) と282条 (民族的、人種的、宗教的な憎悪を刺激する行為) で規定済みであるという点で、ヤロヴァーヤ法案が著しく改善される必要があると考えていた (Koposov 290)。

一方、リベラル派は、ヤロヴァーヤ法案を厳しく批判した。サマーラ大学法学部准教授ユーリ・ペルミャコフ (国家と法・国際法の理論と歴史講座) は、「歴史の歪曲」への責任追求の導入を刑事追迫権限の潜在的な拡大とみなし、具体的な行為ではなく思考や態度に責任を問う法的禁止を極端に「曖昧」と評価し、このような法の状況を「魔女狩り」とさへ呼んだ (Пермяков)。ジャーナリストで大統領人権評議会委員のニコライ・スヴァニツゼは、戦争に関する研究の禁止につながる可能性があり、「極めて有害で無意味」と批判した (Сванидзе)。モスクワ人権ビューローは、法案に対する公式見解をまとめ、ドイツ刑法では犯罪構成要件が明確に定義されているが、ロシ

ア法案の「歪曲」概念では容認できないほど広い解釈を可能にしており、法律が施行されると深刻な歪みを伴って適用されると警告した（Заклучение）。

(4)ロシア記憶法制の成立 2014

①愛国主義者の登用とリベラルの追放

この頃、大学では象徴的な事件が起きていた。2013年末、モスクワ大学アジア・アフリカ諸国研究所所長ミハイール・メイエルが退任し、後任に、同研究所と軍総司令部軍事アカデミーの卒業生、元大統領全権代表部モスクワ連邦主任査察官、前モスクワ大学グローバル・プロセス学部地政学・外交講座主任で陸軍大佐のイーゴリ・アブルガジーエフが就いた。ロシアの学術論文の盗作を調査している団体「ディセルネット」は、彼の博士論文に悪意の盗用の要素があると考えていた。また、2014年1月には、モスクワ大学歴史学部20-21世紀祖国史講座主任ユーリー・クークーシキンが退任し、後任に、元ロシア連邦警護庁報道官、前モスクワ市教育大学歴史学教授のセルゲイ・デヴァートフが選出された。彼は、1982年モスクワ大学歴史学部を卒業し、博士号の学位審査を受けたが、ロシア国立図書館学位論文保管所に彼の博士候補論文も博士論文も記載されていなかった（Аптекарь）。大学の重要ポストに、学術上の業績に疑問のある治安機関の出身者が就任したのである。

ロシアのクリミア併合後には、歴史歪曲対抗委員会の創設を批判していた、モスクワ国際関係大学の歴史学教授アンドレイ・ズーボフが、ロシアのクリミア編入をナチ・ドイツの併合政策に例えて批判したことで、大学を追われることになった（永網 101）。大学のサイトに直ちに掲載されたのは、教授の発言が「不適切で、攻撃的で」あり、大学の規則に反しているということだった（Антонова）。自国の政府の個別の政策を専門家の観点で論評するだけで、大学の規則に反したことになり、辞職に追い込まれるまでに至った。

②記憶法の成立

2014年3月23日にプーチン大統領がクリミア併合法に署名すると、死にかけていた記憶法案が復活した。4月4日、下院は、それまでのヤロヴァーヤ法案の否定的な評価を無視し、「誰も『我々の勝利』に疑問を投げかける権利は持たないという法案のイデオロギーのメッセージを重要視」して、ヤロヴァーヤ法案を第一読会に付すことを決定した。プーチン体制への連帯を示すため、「反対」政党も賛成し、449名中447名の圧倒的多数でヤロヴァーヤ法案は第一読会で可決された。4月22日、ドブリューニンが下院にシュピーゲル法案の新版を提出したが、翌日、下院でヤロヴァーヤ法案が第二読会と第三読会で承認され、4月29日、上院ではドブリューニンだけが反対してほぼ満場一致でヤロヴァーヤ法案が可決された。5月5日、プーチン大統領が署名して、法律は成立した（Koposov 290-292）。この法律で、刑法に354条の1を新設し、これに従って、刑事訴訟法155条の罰金の金額を引き上げ、行政違法行為法典13.15条に第4項を追加した（СЗ РФ, 2014, No. 19, ст. 2333）。

刑法354条の1「ナチズムの復権」では、次のことが新たに定められた。①ニュルンベルク裁判で確定された事実を否定する行為、第二次世界大戦時におけるソ連の活動に関する明らかに虚偽の情報を流布する行為に対して、30万ルーブル以下の罰金もしくは有罪者の2年以下の年収に相当する罰金、または3年以下の矯正労働、または3年以下の自由剥奪刑に処せられる。②この行為が職務上の地位もしくはマスメディアを用いて、または有罪証拠の偽造を用いて行われた場

合、10万ルーブル以上50万ルーブル以下の罰金もしくは有罪者の1年以上3年以下の年収に相当する罰金、または5年以下の矯正労働、または5年以下の自由剥奪刑に処せられる。③祖国の擁護に関わるロシアの軍事栄光の日と記念日について、社会に明白な不敬を表明する情報を公然と流布すること、ならびにロシアの軍事栄光のシンボルの冒瀆を公然と行うことは、30万ルーブル以下の罰金もしくは有罪者の2年以下の年収に相当する罰金、または360時間の義務労働、または1年以下の矯正労働に処せられる。

行政違法行為法典13.15条「大量情報の自由の濫用」には、次の規定が追加された。祖国の擁護に関わるロシアの軍事的栄光の日と記念日について、社会に明白な不敬を表明する情報を公然と流布すること、あるいはロシアの軍事的栄光のシンボルを公然と冒瀆することは、マスメディアおよび（または）情報・通信網を利用して行われるものを含めて、法人に40万ルーブル以上100万ルーブル以下の行政反則金を科す。

③記憶法への批判

コーポソフは、成立した法律が統一ロシア第二次案よりも次の点で急進的になったと指摘している。①西側諸国の評価を無視している、②「虚偽の情報」は極めて包括的な文言である、③ソ連に対する「有罪証拠の偽造」の名目に「悪意のある」歴史研究が安易に含まれる（Koposov 291）。また、コーポソフは、ロシアの記憶法が欧州の記憶法に一見似ているが、次の点でその意図が異なると指摘している。①ロシア法の目的は、スターリン体制の記憶を擁護することであり、その文言は、反体制派弾圧に適用されたソヴィエト刑法190条の1「ソ連の社会的政治的体制を汚す、故意の虚偽情報の流布」を想起させる、②欧州法はニュルンベルク裁判の判決で確定されたすべての事実が真実であるとは意味せず、歴史家の観点からのより擁護可能な立場をとっているが、ロシア法にはこのような観点がない（Koposov 293）。この他にも、法律には批判が寄せられた。ロシア内務省オムスク・アカデミー刑法講座准教授のアレクサンデル・トゥルイーシェフは、刑法354条の1が、ロシア憲法に準拠せず、思想の表明を犯罪化し、実際には検閲と同等の歴史鑑定を導入しなければならなくなると危惧し、立法者の専門的レベルが低いか立法案の専門家による鑑定レベルが低いと痛烈に批判した（Турьшев）。独立非営利団体「全ロシア政治協会法律学行政研究所」主任研究員のミハイール・オーシポフは、この法律が刑法学の状況と法技術の要請に対する重大な違反で作成されたとし、言論の自由を規定する欧州人権条約10条とロシア憲法29条に反すると批判した（Осипов）。人権NGOの情報分析センター「ソーヴァ（フクロウ）」は、法律が「実際には歴史的議論を禁じる方向に向けられおり、その採択は言論の自由の本質的制限を意味する」と結論づけた（Подписан）。

④関連法の改正

2014年11月4日、大祖国戦争におけるソヴィエト人民の勝利の不滅化法6条および行政違法行為法典20.3条の改正に関する法律が成立した（СЗ РФ, 2014, No. 45, ст. 6142）。

勝利の不滅化法の改正では、ニュルンベルク裁判の判決、同判決に基づいた各国の裁判の判決、第二次世界大戦中に言い渡された判決（以下では「ニュルンベルク判決等」と略す）に基づいて有罪と認定された団体や個人に協力する組織のアトリビュート（象徴物）やシンボルの宣伝や公然たる表示が禁止され、ニュルンベルク判決等で確定された事実と結論を否定する組織（国際組

織を含む)のアトリビュートやシンボルの宣伝や公然たる表示が禁止された。なお、規制される組織とそのアトリビュートやシンボルは、政府の定める手続きで決定される。

行政違法行為法典20.3条は、次のように改められた。①ナチズムや過激主義組織のアトリビュートやシンボル、その類似物(以下では「ナチズム等のアトリビュートやシンボル」と略す)の宣伝や公然たる表示は、1,000ルーブル以上2,000ルーブル以下(公務員には1,000ルーブル以上4,000ルーブル以下、法人には1万ルーブル以上5万ルーブル以下)の行政反則金あるいは15日以下の行政拘留(公務員と法人には無し)を科す。②ナチズム等のアトリビュートやシンボルの宣伝目的での製造や販売またはその販売・宣伝目的での購入は、1,000ルーブル以上2,500ルーブル以下(公務員には2,000ルーブル以上5,000ルーブル以下、法人には2万ルーブル以上10万ルーブル以下)の行政反則金を科す。

これらの法改正で、ナチだけでなく、ナチを擁護していると政府が認定する団体(例えば、ウクライナのバンデラ主義者)を規制することが可能になった。

なお、この時期、ラトヴィアで、「2つの全体主義史観」に基づく刑法改正が行われた。2014年5月4日、74条の1で、ラトヴィア共和国とその居住者に対してソ連またはナチ・ドイツによって犯された、ジェノサイド、人道に対する罪、平和に対する罪または戦争犯罪を賞賛、否定、免責または著しく矮小化する者は、5年以下の自由剥奪に処すると改正された(Koposov 172)。

おわりに

「新しい未来は、新しい過去を必要とする」(Foner 77)。ソ連のペレストロイカ期の「歴史の見直し」を目撃したアメリカの歴史学者のこの言葉は、ソ連を敵視する諸国にも当てはまる。冷戦構造の崩壊により独立を回復したバルト諸国や国際関係上の自立性を回復した東欧諸国は、新生ロシアからの安全保障上の脅威から自国の独立性を確固たるものにするという新しい未来のために、第二次世界大戦当時から近年まで侵略、占領、併合あるいは勢力圏への編入を受けていたという新しい国民的記憶を必要とするようになった。これらの諸国が戦略的に採用した「2つの全体主義史観」は、これらの諸国がEUに加盟する2004年頃から西欧諸国にも影響を与えるようになり、2008年頃にはある程度受け入れられるようになった。すでに愛国主義で国民を統合しようとしていたロシアが、明確に対抗措置を取り始めるのは、この時期であった。しかし、この後もしばらく、ロシアでは、歴史学の指導的ポストを占める和解型統一派がその存在意義を示し続けた。彼らは、一方で、政府の代表に就任してその代弁者となりつつ、他方で、攻撃型愛国主義者を抑止してリベラルを擁護する役割も果たしてきた。この勢力の均衡が崩れるのが、2014年のロシアのクリミア併合であった。法論理的に問題のあった記憶法案が、愛国主義的な政治的雰囲気の下で、そのままの形で可決されたことがその象徴であった。

本稿では、ロシアの歴史政治の変化を外発的な契機にも注目して追跡してきた。しかし、これは、ロシアに内発的な動機がなかったことを意味しない。ロシアにも、エリツィン政権期やメドヴェージェフ政権期には、スターリンの犯罪を厳しく追求するという点で、東欧型の記憶法モデルとも共通する試みはあった。しかし、リベラルによるこのような試みは、ロシアでは主流にな

りえていない。それは、善と悪、敵と味方、被害者と加害者の腑分けが不可能な、合理化できないテロルの記憶よりも、共通の外敵ナチ・ドイツの出現で全国民を悲劇の犠牲者にしやすい、合理化の容易な大祖国戦争の記憶の方が、国家の側だけでなく、社会全体にも進んで受け入れられてきた（平松 211-212）からである。本稿で示した世論調査からも、このことは裏づけられる。こうして、「大祖国戦争の記憶は、…テロルの記憶をブロックする『防壁としての神話』の機能を果たしている」（平松 212）ことになる。もちろん、大祖国戦争の記憶には、国家の政治利用だけではなく、個人の記憶と社会による記憶の継承という歴史があることも事実である⁹。ロシアの戦勝記念日の国家主導の公式儀礼を批判し、犠牲になった一般の人びとを想起すべきだという考えから、2012年に地方都市のジャーナリストによって始められた「不死の連隊」も、この系譜に属する。ところが、戦後70周年の2015年から、政権側も、この草の根運動を官制化し始めた。それでも、この「下からの愛国主義」は、衰えないその動員力からその強さをうかがわせ、「単純に国家による個人や家族の記憶の搾取と断じることを阻んでいる」（平松 212）。ロシアでは、国家の側と社会の側との記憶の陣地戦は、今後も続くであろう。

参考文献

- 大石泰彦『フランスのマス・メディア法』現代人文社、1999年。
- 小森宏美『エストニアの政治と歴史認識』三元社、2009年。
- 塩川伸明『国家の構築と解体 多民族国家ソ連の興亡Ⅱ』岩波書店、2007年。
- 立石洋子 2015 「現代ロシアの歴史教育と第二次世界大戦の記憶」『スラヴ研究』62号。
- 立石洋子 2016 「現代ロシアの歴史教科書が描く第二次世界大戦と大祖国戦争」『ユーラシア研究』53号。
- 立石洋子 2017a 「ロシアーロシア歴史家協会」橋本伸也編著『せめぎあう中東欧・ロシアの歴史認識問題ーナチズムと社会主義の過去をめぐる葛藤ー』ミネルヴァ書房、2017年。
- 立石洋子 2017b 「現代ロシアの歴史認識論争と歴史教科書ー自国史教科書におけるスターリン期の描写ー」同書。
- 寺山恭輔「『反歴史捏造委員会』とロシアにおける歴史観をめぐる闘争」『ロシアの政策決定ー諸勢力と過程』日本国際問題研究所、2010年。
- 永綱憲悟「プーチンと歴史政治ー単一歴史教科書問題を中心にー」『ロシア・東欧研究』45号、2016年。
- 西山美久『ロシアの愛国主義 プーチンが進める国民統合』法政大学出版局、2018年。
- 橋本伸也 2016 『記憶の政治 ヨーロッパの歴史認識紛争』岩波書店、2016年。
- 橋本伸也 2018 「過去の政治化と国家間『歴史対話』ーロシアと周辺諸国との二国間歴史委員会の事例から」橋本伸也編『紛争化させられる過去 アジアとヨーロッパにおける歴史の政治化』岩波書店、2018年。
- 平松潤奈「記念碑の存在論ーポスト・ソヴィエト・ロシアのメモリースケープを望んで」越野剛・

高山陽子編著『赤い戦争のメモリースケープ—旧ソ連・東欧・中国・ベトナム』北海道大学出版会、2019年。

プーチン、ウラジーミル「新千年紀を迎えるロシア」N・ゲヴォルクヤンほか（高橋則明訳）『プーチン、自らを語る』扶桑社、2000年。

レベジ、A.（工藤精一郎・工藤正広・佐藤優・黒岩幸子訳）『憂国』徳間書店、1997年。

The Act on the Institute of National Remembrance.

<https://ipn.gov.pl/en/about-the-ipn/documents/327.The-Act-on-the-Institute-of-National-Remembrance.html>

Foner, Eric, Who Owns History? Rethinking the Past in a Changing World, New York, 2002.

Harding, Luke, Russian Historian Arrested in Clampdown on Stalin Era, The Guardian, October 15, 2009.

Koposov, Nikolay, Memory Laws, Memory Wars: The Politics of the Past in Europe and Russia, Cambridge University Press, 2018.

Kurilla, Ivan I., Memory Wars in the Post-Soviet Space, PONARS Eurasia Policy Memo, No. 63, 2009.

Laruelle, Marlène, Negotiating History: Memory Wars in the Near Abroad and Pro-Kremlin Youth Movements, Demokratizatsiya, Vol.19, No.3, 2011.

Mälksoo, Maria, Kononov v. Latvia as an Ontological Security Struggle over Remembering the Second World War, in: Uladzislau Belavusau and Aleksandra Gliszczynska-Grabias (eds.), Law and Memory towards Legal Governance of History, Cambridge University Press, 2017.

Torbakov, Igor, History, Memory and National Identity: Understanding the Politics of History and Memory Wars in Post-Soviet Lands, Demokratizatsiya, Vol.19, No.3, 2011.

Zaitchik, Alexander, Anti-Anti-Semitism: World Without Nazism is a Kremlin-Flavored Anti-Defamation League for the Post-Soviet Realm—but is it good for Jews? Tablet, September 20, 2010.

<https://www.tabletmag.com/jewish-news-and-politics/45243/anti-anti-semitism>

Zhurzhenko, Tatiana, Heroes into Victims: The Second World War in Post-Soviet Memory Politics, Eurozine, 31 October 2012.

Антонова, Елизавета, Профессора уволили за взгляды, Газета.Ru, 24 марта 2014.

Аптекарь, Павел, Изучение истории: Историки в штатском, Ведомости, 30 января 2014.

Гозман, Леонид, Подвигу солдат СС посвящается..., LiveJournal, May 12th, 2013.

<https://leonid-gozman.livejournal.com/150225.html>

Заключение Московского бюро по правам человека на законопроект

"Статья 354.1 УК РФ Реабилитация нацизма".

<http://pravorf.org/index.php/news/238?task=view>

Итоги Великой Отечественной войны: пересмотр недопустим? ВЦИОМ, No.1216, 06 мая 2009.

<https://wciom.ru/index.php?id=236&uid=2288>

Караганов, Сергей, Роман с тираном без конца? Национальное примирение невозможно без суда и памяти, Российская Газета, 8 апреля 2011.

- Лагунина, Ирина, Атаки на «Мемориал» и альтернативная история России, Радио свобода, 12 декабрь 2008.
- Лурье, Олег, Приговор, которого не было, или хвост виляет собакой, LiveJournal, January 17th, 2013.
[https://oleglurie-new.livejournal.com/tag/ подофилия](https://oleglurie-new.livejournal.com/tag/подофилия)
- Мараева Анастасия, История становления законодательства об ответственности за реабилитацию нацизма в Российской Федерации. Вестник Московского университета МВД России. No.6, 2018.
- Модельный закон о недопустимости действия по реабилитации нацизма, героизации нацистских преступников и их пособников.
[https://www.iacis.ru/upload/iblock/397/18 a 2012.pdf](https://www.iacis.ru/upload/iblock/397/18_a_2012.pdf)
- Осипов Михаил Юрьевич, О некоторых проблемах использования уголовно-правовой техники на примере статьи 354. 1 УК РФ «Реабилитация нацизма», Юридическая наука, No.2, 2014.
- Освещение общей истории России и народов постсоветских стран в школьных учебниках истории новых независимых государств, М., 2009.
- Пермяков Ю. Когда история вне закона. Засекин, 12 февраля 2014.
<https://zasekin.ru/avtorskie-kolonki/yurij-permyakov/15969>
- Подписан закон "о реабилитации нацизма", Сова, 05 мая 2014..
- Путин, Владимир, Патриотизм – национальная идея России, Москва, 2017.
- Проект: Федеральный закон "О противодействии реабилитации в новых независимых государствах на территории бывшего Союза ССР нацизма, нацистских преступников и их пособников", REGNUM, 20 апреля 2009.
- Рункевич, Дмитрий, Кремль не поддержал законопроект о запрете реабилитации фашизма, Известия, 10 февраля 2014.
- Сванидзе: Закон о наказании за реабилитацию нацизма может привести к запрету исследований о войне, Росбалт, 24 июня 2013.
<https://www.rosbalt.ru/main/2013/06/24/1144545.html>
- СЗ РФ: Собрание Законодательства Российской Федерации. (年、号、法令番号)
- Турьшев А. А., Реабилитация нацизма в УК РФ, Правовые технологии. No.1, 2014.
- Фонд «Историческая память». <http://historyfoundation.ru>

注

- (1) 西欧型の先駆は、違法性を規定したものの刑事罰を科さなかった西ドイツ1985年法である。刑事罰を最初に科したのは、イスラエル1986年法であり、欧州ではフランス1990年法（ゲソー法）である。その後、統一ドイツを始め、西欧各国で刑事罰化した記憶法が制定された。欧州評議会では、1996年の「共同行動」で統一した基準を設け、2008年の「枠組決定」に発展

させた (Koposov 300-303)。ゲソー法では、1881年出版自由法への追加条項 (24条の2) として、次のことが規定された。「23条 [犯罪教唆的言論罪] に規定された手段 [演説、印刷物、録音録画物など] の一つによって、1945年8月8日ロンドン協定附則の国際軍事裁判所規約6条に定められた人道に対する罪の存在に異議を唱える者は、それが当該規約9条の適用により有罪を宣告された団体の構成員によってなされた場合であれ、またはフランスの国内裁判所もしくは国際裁判所によって当該規約6条に定められた犯罪につき有罪を宣告された者によってなされた場合であれ、いずれの場合にあっても24条6項に規定される刑 [1年の拘禁および30万フランの罰金、あるいはそのいずれか一方のみの刑] に処される」(大石 239-240)。

- (2) 西欧型は、ブルガリア2000年法、スロヴァキア2001年法、ルーマニア2002年法、マケドニア2004年法、スロヴェニア2004年法、アルバニア2008年法、ラトヴィア2009年法、モンテネグロ2010年法、ハンガリー2010年1月法、ウクライナ2014年法である。一方、東欧型は、ポーランド1998年法、チェコ2000年法、ハンガリー2010年6月法、リトアニア2010年法、ラトヴィア2014年法、ウクライナ2015年法である。ハンガリー、ラトヴィア、ウクライナは、西欧型から東欧型に移行している (Koposov 306)。また、東欧型のうち、リトアニアとラトヴィアはナチとソ連の犯罪を、他の4ヶ国はナチと共産主義の犯罪を規制の対象にしている (Koposov 161,163,172-174,204)。エストニアには、本稿の対象にするような記憶法がないようである。エストニアは、ロシア側からの歴史対話の呼びかけにも必要なしとして断った (橋本 2018:183)。ただ、そのエストニアでも、2007年4月に戦勝記念の赤軍兵士の銅像の移転をめぐる死者も出す衝突事件が起きていた (小森 220-224; 橋本 2016:1-2)。
- (3) 本稿は、紙数の関係で、当初に予定していた論文の前半部分に当たる。このため、記憶法の問題など考察すべき論点は、別稿で検討することになる。
- (4) ロシア憲法104条により、連邦下院への立法発議権は、連邦構成主体の立法機関にも認められている。モスクワ市議会は、連邦刑法の改正案を2度上程し、連邦下院は2度とも否決した。
- (5) 各国の刑法の英語訳は、次のサイトで検索して読むことができる。Legislationline.org/Criminal Codes. <https://www.legislationline.org/documents/section/criminal-codes>
- (6) 多民族国家のロシアで国民統合の理念として肯定的に語られるのは、民族主義 (национализм, nationalism) ではなく、愛国主義 (патриотизм, patriotism) である。プーチン大統領の演説集のタイトルも、『愛国主義－ロシアの国民理念』(Путин) となっている。
- (7) この表現は、「民族や社会層を横断してソ連社会全体を覆ったテロルを、『他殺的』なナチスのテロルと対比して『自殺的』だと形容する」(平松 211) アレクサンドル・エトキントの視点と共通するものがある。
- (8) 2010年6月の改正では刑法269条のCの改正であったが、2013年の改正で刑法333条に編入された。https://www.legislationline.org/download/id/5619/file/Hungary_Criminal_Code_of_2012_en.pdf
- (9) ロシア史研究会2018年度大会報告原稿、立石洋子「ロシアと国家の歴史、地域の歴史、個人の歴史－大祖国戦争を中心に－」(未公開) で、このことが詳細に追跡されている。